

# **第5回WGのヒアリングを踏まえた 事業者・団体への追加質問及びその回答**

**令和2年7月31日**



## <事業法改正の影響>

質問1 正確な政策効果の把握のために、構成員限りで差支えないので、分析に資するデータをご提供いただきたい。

- ① 四半期の決算について、昨年10-12月期の前年同期との比較だけでなく、前期(7-9月期)との比較をお示しいただきたい。
- ② 昨年10-12月期は、消費税増税に係る駆け込みの反動などの影響も想定されるが、そのようなものも含めて、変動の要因について、どのように分析しているのかご教示いただきたい。

(大谷構成員)

(Apple 参考財務情報)

- October – December, 2019
  - Form 10-Q For the Fiscal Quarter Ended December 28, 2019
    - ◇ [https://s2.q4cdn.com/470004039/files/doc\\_financials/2020/q1/\\_10-Q-Q1-2020-\(As-Filed\).pdf](https://s2.q4cdn.com/470004039/files/doc_financials/2020/q1/_10-Q-Q1-2020-(As-Filed).pdf)
  - Financial Statement
    - ◇ [https://s2.q4cdn.com/470004039/files/doc\\_financials/2020/q1/Q1-FY20-Consolidated-Financial-Statements.pdf](https://s2.q4cdn.com/470004039/files/doc_financials/2020/q1/Q1-FY20-Consolidated-Financial-Statements.pdf)
- July – September, 2019 / Annual
  - Form 10-K For the Fiscal Year Ended September 28, 2019
    - ◇ [https://s2.q4cdn.com/470004039/files/doc\\_financials/2019/ar/\\_10-K-2019-\(As-Filed\).pdf](https://s2.q4cdn.com/470004039/files/doc_financials/2019/ar/_10-K-2019-(As-Filed).pdf)
  - Financial Statement
    - ◇ [https://s2.q4cdn.com/470004039/files/doc\\_financials/2019/q4/Q4-FY19-Consolidated-Financial-Statements.pdf](https://s2.q4cdn.com/470004039/files/doc_financials/2019/q4/Q4-FY19-Consolidated-Financial-Statements.pdf)
- April – June, 2019
  - Form 10-Q For the Fiscal Quarter Ended June 29, 2019
    - ◇ <http://d18rn0p25nwr6d.cloudfront.net/CIK-0000320193/499ace4c-98d0-4975-9390-0caf217e7c85.pdf>
  - Financial Statement
    - ◇ <https://www.apple.com/newsroom/pdfs/Q3%20FY19%20Consolidated%20Financial%20Statements.pdf>

質問3 通信市場と端末市場とは関連性が非常に強いため、通信市場での利益を端末の割引に充当し、結果として、端末市場で適正な価格形成が行われなくなっているという課題があり、緊急提言を出し、制度的対応「完全分離」が行われた。通信事業者による端末販売については、端末単体での収支が相償すべきものとの考えについて、どのように考えるか。

(北構成員)

(クアルコム回答)

当社は通信事業を営んだ経験が無く、その知見を有しないことから、お答えを差し控えさせていただきます

質問4 「改正法により減収にはなっているが、利益は減収ほどではない」との説明があったが、大手代理店、中小代理店で状況は同じか。中小代理店ほど経営状況は厳しいか。

(北構成員)

(全携協回答)

- 1 改正法施行後の販売代理店の経営状況についてご心配いただいておりますこと御礼申し上げます。
- 2 個々の販売代理店の収益状況について弊協会では把握しておらず、詳細はわかりかねます。これまで訴えてまいりましたとおり、手数料体系の変革による各種サービスの拡充をすすめていただく一方で、端末販売台数の減少が今後も続くようであれば、スタッフの雇用問題に加えて、お客様端末の陳腐化による地域 ICT 拠点としての機能ダウンが懸念されます。

質問5 完全分離、端末補助金規制によって、特定のメーカーの端末ばかりが過度に優遇されることがなくなり、同じ土俵で戦えるようになった、という認識はあるか。  
できれば、加盟各社にご確認をお願いしたい。

(北構成員)

(CIAJ 回答)

構成員限り

## <端末購入補助>

質問 1 1 韓国について、「闇の補助金」という説明があったところ、詳細について、  
情報提供いただきたい。

(北構成員)

(クアルコム回答)

当社も本事案を把握したのは比較的最近のため、その詳細についてはなお情報収集中で  
あります。取り急ぎ、直近の韓国内の報道を入手しましたので、ご参考までに添付させて頂  
きます。(自動翻訳の品質の関係上、英訳文を添付させて頂きました。)

<https://www.etnews.com/20200626000114> (原語記事リンク)

**The mobile carrier's fine will be decided at the plenary session on the  
8th of next month. (Date: 2020.06.28)**

The sanctions against mobile telecommunication companies for violating the Mobile Communication Terminal Distribution Structure Improvement Act (hereinafter referred to as the Mobile Communication Act) for the first time since the commercialization of 5G mobile telecommunication will be decided on the 8th of next month.

The Korea Communications Commission (KCC) is planning to decide on fines and other charges by reflecting the reasons for the weighting and reduction on the agenda of the plenary session after the explanation process of mobile network providers.

"We are planning to introduce a general meeting in the second week of July," a KCC official said. "The size of the fine will be calculated at the same time as the level of sanctions is decided."

The three mobile telecommunication businesses will explain the inevitability of violating the single-line communication law through a meeting of standing committee members before the plenary session. It is heard that it is going to focus on not only market specificity due to commercialization of 5G last year, but also needs to expand investments for 5G this year and measures to prevent recurrence and seek leniency.

"We just hope that they will take into account the fact that they contributed to early settlement of 5G and the need to expand investments in earnest

this year." said a representative for a mobile network provider.

The opinions of standing committee members on the level of sanctions against mobile network operators are reportedly divided. Some say that there are opinions that it is a very serious violation that distorts the market, that intensive sanctions should be imposed, and that it is necessary to consider the need to expand investments in 5G mobile telecommunication in the second half of the year, considering the economic slowdown with Corona 19.

質問12 過度の割引によって高い端末を安く見せて販売することが課題として指摘されてきた。通信料金からの補助がなくなった場合に、端末の割引の原資について、何を想定しているのか。通信事業者の端末の売上の中から行うのか、メーカーが補助するのか。通信事業者の他の利用者からの利益から充当することを想定しているのか。  
(長田構成員)

(クアルコム回答)

席上にてお答えいたしましたとおり、当社は、端末補助金につきましては市場原理に委ねられるべきと考えております。従いまして、その出し手および原資につきましても、自由市場において自ずと定まっていくべきものと考えます。なお、当社と致しましては、引き続きたゆまぬ企業努力により、生産性を向上し、最終的な端末価格の低減に貢献できるよう努める所存であることを申し添えます。

質問13 資料2-1スライド番号3の値引き上限規制違反に対する代理店の対応として列挙されている中の1つである、「店舗における売価設定や値引の本部承認ルール」について、「端末販売価格を逐一本部に事前に報告し、その上で全店舗での調整を経て、全店舗統一価格を本部より承認する」、「本部への値引き上限枠を各店舗において確認し徹底するための事前報告」というものか等、本ルールにおける承認する手続及び承認の対象と内容について現状の運用を、差し支えない範囲でお教えいただきたい。

(西村暢史構成員)

(全携協回答)

- 1 従来、店長にある程度の値引き権限を与えていましたが、値引き権限をさらにその上長に上位化する、あるいは代理店本部が定めた価格と値引き額にイレギュラーが発生する場合に限り、上長に対して都度連絡により承認を取りつけるケースなどがあげられます。

- 2 なお、法違反に対する再発防止策は、代理店毎に検討され運用されているため、上記ご説明は事実に基づく一例であり、全ての代理店で共通した運用ではございません。

質問14 端末価格の割引について、事業者からの意見では更なる割引を認めて欲しいという旨の発言があったが、割引ではなく、端末価格そのものの引き下げについては、どのようにお考えだろうか。apple社からは、最高品質のものを常に販売し、発売から時間が経過したものを値下げしているとのことであり、自社努力によって端末の発売価格を下げたとのことであったが、Android端末についてはいかがだろうか。

また、端末の標準化や基本的な機能の端末などによる端末価格の引き下げについてはいかがお考えだろうか。

(木村構成員)

(CIAJ 回答)

- 1 改正電気通信事業法の施行後、ユーザは低価格の端末を求める傾向が更に強まり、MNO、サブキャリア、MVNO等からの端末メーカーへの価格低減圧力が強くなったと感じている。Android端末についても、端末のラインアップを増やしユーザの利用シーンにあった端末を選択できるようにしている。メーカーとしても価格は競争力の源泉であり、自社努力により品質を維持しながら原価低減に努めてユーザ要望に応えている。また、総じて android 端末は iPhone に比べてキャリアから代理店への卸価格からキャリアへは安価で納めている機種が多いと思っており、これは androidOS 搭載メーカーの価格低減努力の現れと考える。
- 2 標準化に関しては、携帯端末は、CPU、メモリ、画像処理チップや androidOS などの技術進化が早く、陳腐化も早い。一方、ユーザの利用シーンも近年多様化し、ネット配信やテレビ会議、スマホ決済など画像処理やデータの大容量化、高速処理などますます要求が増える状況にあり、無線技術では5G、Beyond5G など高速・大容量化、低遅延、多数接続など期待も大きく、現時点で端末の標準化は難しいと考える。

### <中古端末>

質問16 修理部品について、中古端末業者や修理業者に対して、適正な価格で供給することについて、どのように考えているか。その予定は、あるか。

できれば、加盟各社にご確認をお願いしたい。

(北構成員)

(CIAJ 回答)

- 1 適正な価格で部品を提供することは可能。ただし、部品メーカーがずっと該当部品ラインを維持することが困難な為、部品のライフサイクルが短く在庫の管理(部品供給の維持)

が課題となる。

- 2 また、メーカー及びメーカーが委託認定する業者以外の修理については、品質を担保できないことから、中古品流通促進の観点からは課題と考えている。

質問17 RMJの発表にあった端末の備えているデータ消去機能を、より安全性の高いものとする事について、どのように考えるか。

(北構成員)

(CIAJ 回答)

メーカーとしては、コストに関わってくる問題でもあるが、より安全性の高いデータ消去機能をご提供できるよう尽力していく。

質問18 「IMEI ロックの在り方と適用ルールの見直し」とあるが、具体的にどのような見直しを要望されているか。

(北構成員)

(RMJ 回答)

- 1 完全分離により、通信事業者並びに関連事業者の法令順守により、行き過ぎたキャッシュバックや高額な下取り額等の不適切な販売方法も減少しています。
- 2 それにより、SIM ロック解除と同様に NW 利用制限に関しても廃止または期間の短縮を図るべきではないかと考えます。
- 3 そもそも不正契約に該当するのは通信サービスであり、「振り込み詐欺」等に用いられるケースも通信サービスあってのものなので、端末に制限をかけることは、過剰な制限に該当するものと考えます。
- 4 RMJ ではネットワーク利用制限に対しては、各社自己負担で対応しているケースが大半ですが、リユースモバイルを利用される消費者が、NW 利用制限という仕組みのせいで、突然利用できなくなることを防げるものではありません。  
適用範囲や判別方法も引き続き不明瞭であり、早期に是正が必要な仕組みと考えます。

- ・ NW 利用制限の在り方 (原則として法令に沿った下記2点に限定)
  - 盗難や不正契約品の流通を防ぐべきもの
  - 本人確認法に係る不正契約を防ぐもの
  - \*その他理由による制限を禁止

✓ **NW利用制限適用ルール**

現行	見解	新たな適用ルール
①ショップや取扱店での窃盗(盗難)や詐欺などの犯罪行為により、不正に入手された携帯電話機	犯罪行為につき継続すべき	継続 ※マークの識別を明確にしてほしい
②本人確認書類偽造や申込書の記載内容(お名前・住所・生年月日など)に虚偽の申告が含まれているなど、不正な契約により入手された携帯電話機	犯罪行為につき継続すべき	継続 ※マークの識別を明確にしてほしい
③ケータイ補償サービスにより、補償対象となった旧携帯電話機	・判別方法がない。 ・保証適用ルール違反者(契約者)に対して課金請求すべきものであり、端末に制限をかけるものではないのではないか。	適用除外
④代金債務(分割支払金や、端末割引に伴う違約金等の債務を含む)の履行がなされていない、またその恐れが高い携帯電話機	・滞納による通信サービス停止と同時期であり、通信サービスの停止でこと足りるのではないかと。違反者に請求督促すべきもので、端末自体に制限をかけるべきものではないのではないか。	適用除外 または、SIM ロック解除と同じく信用確認措置が取れた場合、「○」として対応するべきではないか。(※1) ・アップグレードや購入サポートも含む。

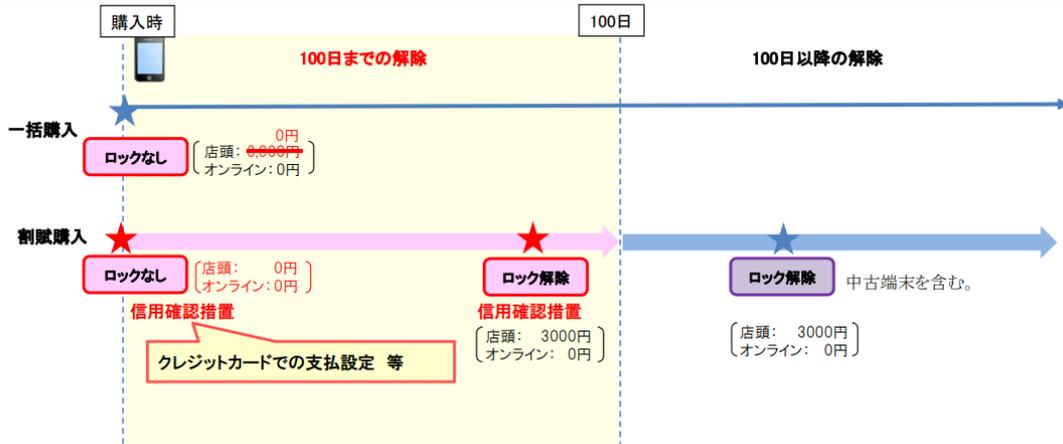
**※1 参照すべき信用確認措置 (「モバイル市場の競争環境に関する検証について」より)**

下記要領で NW 利用制限も決済方法や 100 日程度の期間の中で全て「○」となるようなガイドラインを構築いただけないか。

## SIMロック解除ガイドライン改正の概要

61

- SIMロック解除ガイドラインを改正し、次の内容を義務付け【2019年11月22日に改正】
  - 通信契約の有無にかかわらず、一括購入の場合又は端末の購入時に信用確認措置(クレジットカードでの支払設定等)に応ずる場合には、手数料無料でSIMロックが解除された端末を販売すること
  - 通信契約の有無にかかわらず、信用確認措置に応ずる場合には、SIMロックを即時解除すること
  - 中古端末のSIMロック解除について、オンライン手続を可能とすること
- 回線非契約者は2019年11月22日から、回線契約者は2020年4月6日から、中古端末のSIMロック解除は2020年10月1日から新規を適用



※ 手数料の額は、参考として主要MNOの現在のSIMロック解除の事務手数料の額を記載。

### ■関連する疑問

- 通信事業者間で連携して SIM ロック解除や NW 利用制限の確認・解除等を行っているか？
- ネットワーク利用制限は国内かつ端末販売事業者がかける制限ですが、各通信事業者が MNP 等で他通信事業者の端末を下取りした場合、NW 利用制限がかかった端末はどのように対応しているか？(発生率は？)

質問19 「海外輸出中心型から国内流通量増加検討」のところに、「通信事業者（仲介事業者）による国内流通窓口の設置、および、公正な取引参加条件の開示」とある。その対象としては、通信事業者、(伊藤忠さんやオークネットさんなどの)仲介事業者、両者、のいずれか。また、すでにそのような要望は申し入れたのか。または、これからか。

(北構成員)

(RMJ 回答)

- 1 RMJ として申し入れを行ったことはありません。
- 2 まずは通信事業者様へ RMJ の取組を説明させていただく機会をもてるように総務省様へ相談しながら進めていきたいと考えています。
- 3 リユースモバイル事業者各社ごとのばらばらの対応ではなく、RMJ に向けて取引条件や運用ルールの開示をいただき、オペレーションを一本化した対応窓口の開設をいただ

いた方が、より安全で安心な取引を行うことが可能と考えています。それにより不正行為の水際での防止等も連携でき、より安心して安全な取引を行うことができると考えます。

質問 2 0 「MNO との間で、下取りした端末の国内流通に向けた協議を加速させることに期待する声が高まっている」とのことだが、MNO に対して、RMJ から、すでに協議を申し入れたのか。または、これからか。

(北構成員)

(RMJ 回答)

- 1 RMJ として申し入れを行ったことはありません。
- 2 上記回答と同じく、今後行っていきたいと考えます。

質問 2 1 御社の説明資料 (回答 (2)) 「過度に発達した二次市場は、時に一次市場にとって有害となる場合もあること」とのご指摘であるが、具体的にどのような事象を想定しているか、または、把握されているかお教えいただきたい。

(西村暢史構成員)

(クアルコム回答)

当社は、一次市場サイドのプレイヤーとして、二次市場に対して抱く一般論的な懸念について言及したものであり、携帯端末市場における何らかの具体的な事案を想定・把握しているものではございません。

質問 2 2 クアルコムの説明において、「過度に発達した二次市場は、時に一次市場にとって有害となる場合もある」との指摘があったが、この考えについて、どのように考えるか。

(北構成員)

(RMJ 回答)

- 1 「過度」という言葉がどれくらいを指すか測りかねますが、新品市場において、「下取り・トレードイン・アップグレード」といった販売手法が標準化しています。(3 キャリアも APPLE 社も展開中)
- 2 その下取りした端末を海外に向けては売ってよいが、国内市場に向けて流通すると一次流通市場の発達に有害となるという考え方には疑問を感じます。
- 3 車・バイク・パソコン・ゲーム機等、二次市場があり、最新製品を望む方もいれば現行製品の機能で十分という方もいます。
- 4 二次市場がある安心感が、一次市場での購入意欲の促進 (下取り等による) につながる

ことは他の製品からも実証済と考えます。(そういった背景において、二次市場に対して、端末に複雑で特別な制限(ロック等)がかかるモバイル市場が特殊であり、異様なものと考えます。)

- 5 また、これは所見ですが、純正修理部品・バッテリー等の提供について検討をお願いしたところでございますが、修理技術品質を担保するためのガイドラインや認証制度構築等、新たなリユース・リファビッシュ市場が発展するような仕組みを構築することで、消費者にとって二次流通における端末価値が向上(資産価値向上)し、下取り価格も向上し、一次市場での積極的な購入意欲向上に資するものと考えます。

質問23 中古端末のバッテリー性能について、RMJからは、質疑の中で、Android端末についてはメーカーによって性能評価が異なっているようであるため、これが統一されることで、利用者が中古端末に対して抱く不安感を解消できるのではないかという趣旨の発言があったが、CIAJではこれについてどのようにお考えだろうか。

(木村構成員)

(CIAJ 回答)

現状、androidOS搭載端末については、各メーカーとも他商品との差別化を図り、他メーカーとの競争に勝ち抜く為にバッテリーも含めて独自の設計及び仕様となっている。よってバッテリーの性能評価については、設計思想が違ふ為統一することは現時点では難しいと考える。

## <頭金>

質問24 頭金問題については、キャリアが口を揃えて、「これは代理店マターなので口を出せない」と言っているのだから、本件は、全携協が真正面から取り組むべき課題だと考えるが、どうか。

(北構成員)

質問25 そもそも、「頭金」という表記について、世間一般の「頭金」とは意味合いが異なることについて、業界団体としてどのように考えるか。

(北構成員)

質問26 ショップごとに端末価格が異なることについて、どのように考えるか。消費者に混乱を与えないか。

(北構成員)

(全携協回答)

1 上記3つのご質問にまとめてお答えさせていただきます。

頭金については販売代理店が独自に決定する端末代金の一部との認識により、協会として公正取引上問題となる恐れのある議論は避けてまいりましたし、今後も頭金の是非や価格指導にあたるような取り組みはできないと考えております。

2 一方、店頭における表示やスタッフによる説明がわかりにくい、とのご指摘については真摯に受け止め、各キャリアと販売代理店との適正化に向けた議論が円滑にとりすすめられるよう協会として協力してまいる所存です。

3 なお、キャリアショップの99%以上は各キャリアから業務委託を受けた販売代理店が運営しており、端末の販売価格もそれぞれの販売代理店が独自に決めております。公正取引上も価格の決定権については販売代理店にあると解され、代理店毎に価格差が生じるのはごく自然なことと考えております。

4 ただし、その旨を広く消費者に理解していただく必要はあると認識しており、引き続き各キャリアならびに総務省とご相談させていただきたく存じます。

【質問3及び質問12を含めて Apple から以下の質問への回答は、総務省及び構成員限り】

＜事業法改正の影響＞

質問1 正確な政策効果の把握のために、構成員限りで差支えないので、分析に資するデータをご提供いただきたい。

- ① 四半期の決算について、昨年10-12月期の前年同期との比較だけでなく、前期(7-9月期)との比較をお示しいただきたい。
- ② 昨年10-12月期は、消費税増税に係る駆け込みの反動などの影響も想定されるが、そのようなものも含めて、変動の要因について、どのように分析しているのかご教示いただきたい。

(大谷構成員)

質問2 2019年10-12月期のリージョン別四半期決算の前年比データがあるが、その前の期、つまり、改正電気通信事業法が施行される直前のデータがあればお示しいただきたい。(駆け込み需要があったのか、なかったのか、気になるところ。)

また、さらにその前の期についてもデータがあればお示しいただきたい。

(北構成員)

質問6 ご説明資料で、端末の実質価格が増加しているとのグラフを提示いただいたが、トータルコストでの比較をすべきところのご説明もあったところ、通信料金も含めた比較として、どのように分析されているのか、ご提示いただきたい。

(長田構成員)

質問7 資料2-4(参考資料)「2. 法及び省令案の規律の対象となる機器について、タブレット端末(製品)とスマートフォンとの相違に関する御指摘に関し、当該相違に関する顧客(最終消費者、利用者)側の認識につき、Apple様が確認把握されておられる関連データ・情報、また、そこからの知見があったらお教えていただきたい。

(西村暢史構成員)

質問8 iPhoneについて、法改正前後でアップルストア(オンラインストア及び実店舗)の販売数に変化があるか。その傾向はキャリアで販売しているiPhoneと同じ傾向だろうか。

(西村真由美構成員)

### <端末購入補助>

質問9 御社では、「前の世代の端末」も販売しているとの説明があったが、引き続き販売するにあたり、(キャリアへの)販売価格の見直し(引下げ)を行っている。短期間に製造中止とするアンドロイド端末と異なり、iPhoneの場合は、時間の経過に伴う市場価値の減少が価格の見直しによって反映されており、その時点での市場価値による価格で流通させることができていると思われるが、どうか。

そのような中で、見直し後の価格を基準として、さらなる割引を行うことは、過度の割引になると考えられるが、どうか。

(北構成員)

質問10 「グローバルで販売しているため、一部の国で価格を引き下げると、並行輸入が生ずる」との説明があったが、EOLもそれと同様に、一部の国で製造を中止しても、他の国からの並行輸入が生じてしまうのではないか。

EOLについて、グローバル全体で製造を中止していなくても、並行輸入等の動きが生ずるおそれがないというのであれば、どの範囲の国で製造が中止されていけば問題ないのか、御社としての価格設定の戦略との整合性も含め、具体的にご提示いただきたい。

(北構成員)

### <中古端末>

質問15 修理部品について、非純正部品による修理は発火等の事故があり危険との説明がある一方で、御社の認証修理業者以外での(非純正部品による)修理は禁止していないとの説明もあった。

- ①御社の認証修理業者以外での修理で事故が生ずる危険について、どのように考えているか。
- ②御社の認証修理業者以外に純正部品を適正な価格で供給する考えはないのか。特にバッテリーについて、どのように考えているか。
- ③総務省の登録修理業者に、純正部品を適正な価格で供給できないのはなぜか。供給を受けるには、登録修理業者がどのような条件を満たす必要があるのか、具体的に教えてほしい。
- ④日本以外の国で、御社の認証修理業者以外に純正部品を供給している国はあるか。

(北構成員)

### <Apple Watch>

質問27 Apple Watchに関し、説明のあった音声通話について、MVNOではGSM標準のeSIMの書込みに対応していたとしても、MNOで販売されたApple Watch側で

の eSIM プロファイルの書き込み制限などにより、行うことができないとの指摘があることについて、どう考えるか。技術的な課題があるのか、経営戦略的な問題なのか、また、御社の問題なのか、MNO の問題なのか、お教えいただきたい。

(北構成員)

質問 2 8 MVNO は eSIM を書き換えるための仕組みを持っていないため、Apple Watch のセルラー機能を有効にすることはできないということだが、Apple 社として現在、eSIM の書き換えが MNO には対応できてフル MVNO には対応できない理由を、できるだけ詳細にご説明いただきたい。

(佐藤構成員)

質問 2 9 国内で 50% を有するアップルの端末において、Apple 社の選択により特定のキャリアしか利用できない機能があり、その他のキャリアが利用できないことについて、私としては電気通信事業分野における公正競争上の問題となりうるのではないかと考えている。また、我が国において過半数を超える多くの顧客に使用されている iPhone の利用において、キャリアにより使える機能に差が生じることは、iPhone を使用する MVNO ユーザーにご不便をかけるのみならず、利用者の流動性を阻害し、結果として電気通信市場における競争を阻害する可能性がある。Apple 社として、MVNO に対応できない合理的な理由があるのであれば、その理由を適切に説明することで、企業としての信頼を維持できると考える次第である。MVNO に対する今後の対応について質問した際、経営判断であるというお答えであった。その経営判断とはどのような基準での判断であるのかについて、また、これまでどのような協議を MVNO との間で行ってきたのかについて、改めて、ご説明いただきたい。

(佐藤構成員)

## <EBPM>

質問 3 0 大変丁寧なご説明および会議の場でのご対応に深くお礼を申し上げる。政策立案・評価における EBPM の必要性については、本 WG としても深く共感をするところである。他方で、事業者様のご理解を得ながら、消費者と事業者の双方にとって納得のいく政策立案を進めて行く、より良いやり方を常に模索していくべきと考える。ご提案の構造推定の活用も含め、EBPM の方向性を強化するに当たり、求められる視点や取り組みのあり方について、何かご提案なり視座なりを頂けないだろうか。

(大橋構成員)